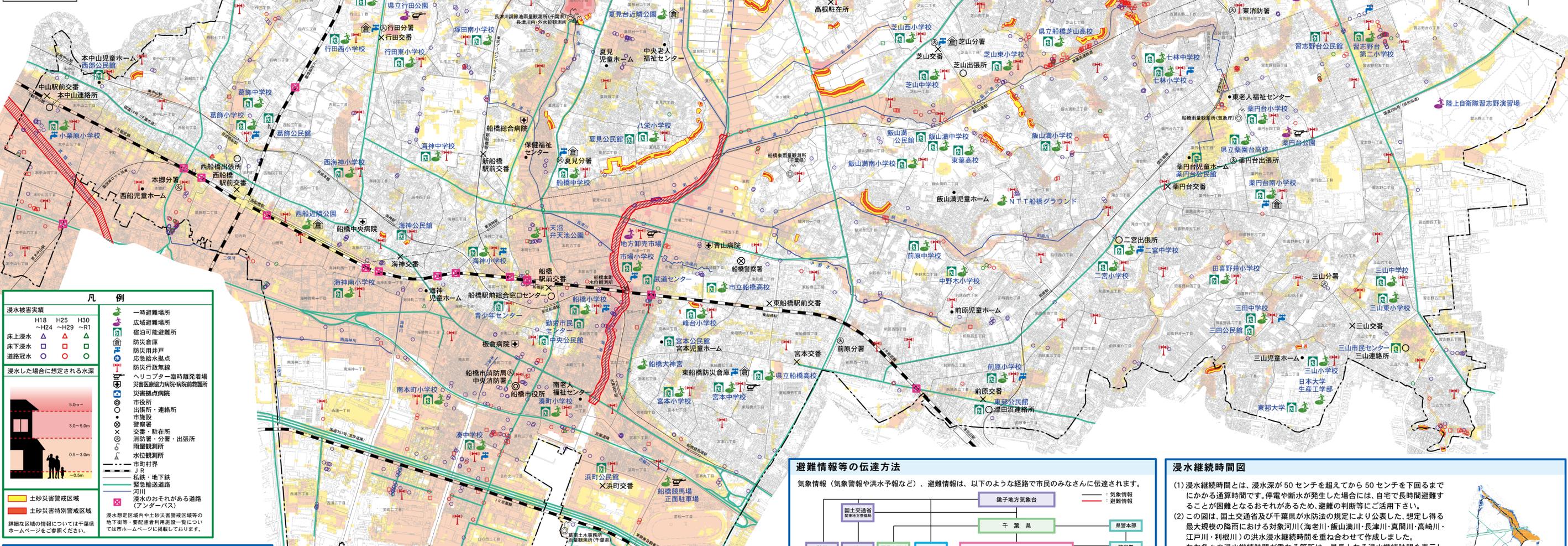


船橋市 洪水・内水・土砂災害 ハザードマップ

案内図
発行：令和2年8月
令和4年12月改訂
(お問合せ)
市長公室危機管理課 TEL 047-436-2037
下水道部下水道河川計画課 TEL 047-436-2615



凡例

浸水被害実績
H18 H25 H30
床下浸水 △ H24 ~H29 ~R1
床上浸水 □
道路冠水 ○

浸水した場合に想定される水深
5.0m
3.0~5.0m
0.5~3.0m
0.5m

一時避難場所
広域避難場所
宿泊可能避難所
防災倉庫
防災用井戸
緊急給水拠点
防災行政無線
ヘリコプター臨時着陸場
災害医療協力病院・病院前救護所
災害拠点病院
市役所
出張所・連絡所
市施設
警察署
文書・駐在所
消防署・分署・出張所
雨量観測所
水位観測所

土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域

浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の地下街等、要配慮者利用施設等については市ホームページに掲載しております。

船橋市洪水・内水・土砂災害ハザードマップとは

船橋市洪水・内水・土砂災害ハザードマップは、想定し得る最大規模の降雨により、市内の河川・下水道・水路等の排水能力を超えて発生する水害(外水氾濫・内水氾濫)の浸水範囲や浸水深ならびに土砂災害(特別)警戒区域や避難所等の情報を記載したものです。いざというとき、市民の皆様が適切な避難行動をとるための備えとして、このマップをご活用下さい。なお、土砂災害の説明については裏面をご覧ください。

外水氾濫(洪水)

大雨で河川の水が堤防から溢れ、浸水が発生する。

内水氾濫

大雨で排水できなくなった水がマンホール、側溝や水路等から溢れ発生する浸水。

浸水想定区域について

(1) この図は、国土交通省及び千葉県が水防法第14条の規定に基づき公表した、想定し得る最大規模の降雨における対象河川(海老川・飯山溝川・長津川・真間川・高崎川・江戸川・利根川)の洪水水継続時間や避難に必要となる水害リスク情報の発表や警報の防災意識の向上を目的に船橋市が作成した、想定し得る最大規模の降雨における市内全域の^{※1}内水浸水想定区域を重ね合わせて作成しました。(下表参照)
なお各々の浸水想定区域を重ねる箇所は、最大の浸水深を表示しています。

(2) 表示した浸水想定区域及び浸水深は、想定し得る最大規模の降雨における浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。実際の降雨における浸水範囲や浸水深と異なる場合があります。

(3) 表示した浸水想定区域及び浸水深は、あくまで避難行動等を考えるための目安として活用いただくものです。個々の住宅における浸水の程度を示すものではありません。

区分	河川名	※2 想定し得る最大規模の降雨	備考
洪水	利根川	72時間で総雨量 491ミリ	国土交通省
	江戸川	72時間で総雨量 491ミリ	国土交通省
	高崎川	24時間で総雨量 669ミリ	千葉県
	真間川	24時間で総雨量 673ミリ	千葉県
内水	海老川水系	9時間で総雨量 516ミリ	千葉県
	市内全域(浸水深20cm未満は非表示)	9時間で総雨量 516ミリ	船橋市

※1 内水浸水想定区域：水防法第14条の2に規定する雨水出水浸水想定区域とは異なり、
※2 想定し得る最大規模の降雨：毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/1000(0.1%)の降雨量を上回る降雨のこと(地域や河川の流域面積により異なる)
※3 令和4年8月に公表された高崎川等9河川の浸水想定区域は、船橋市ホームページにある「生き生きふれあいマップ(右記コード)」でご確認いただけます。

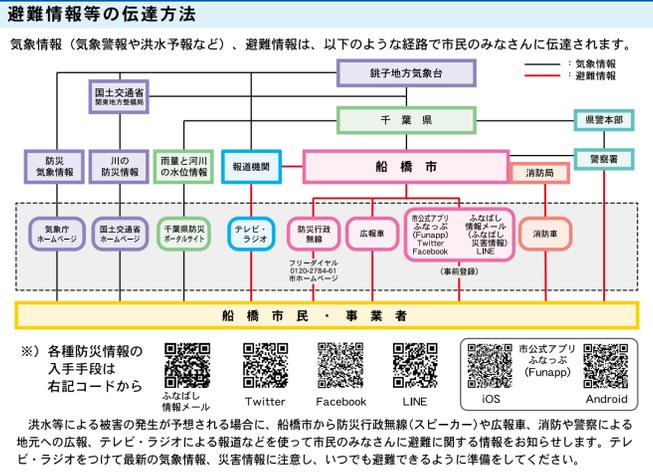
家屋倒壊等氾濫想定区域

外水氾濫(洪水)が発生した際、家屋が倒壊・流出するおそれがある区域。早期の立退き避難が必要です。

一般的に木造家屋について、浸水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫が発生するおそれがある区域

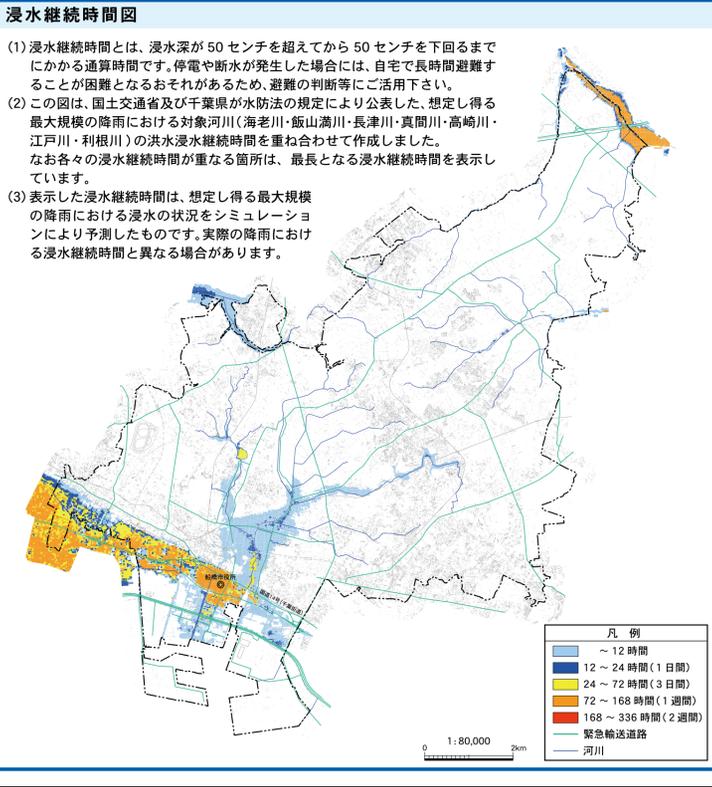
家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

家屋の基礎を支える地盤が流出するような河川浸食が発生するおそれがある区域



警戒レベル	自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(気象庁等が発表)	とるべき行動	行動を促す情報(市が発令)
警戒レベル5	・氾濫発生情報 ・大雨特別警報等	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保 ^{※1}
警戒レベル4	・氾濫危険情報 ・土砂災害警戒情報等	危険な場所から全員避難	避難指示 ^{※2}
警戒レベル3	・氾濫警戒情報 ・大雨・洪水警報等	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難 ^{※3}
警戒レベル2	・氾濫注意情報 ・大雨・洪水注意情報等	自らの避難行動を確認する	—
警戒レベル1	・早期注意情報	災害への心構えを高める	—

※1 自治体が災害の状況や被害を把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されます
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、避難の意思をもち、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです



1:15,000
0 500 1000m